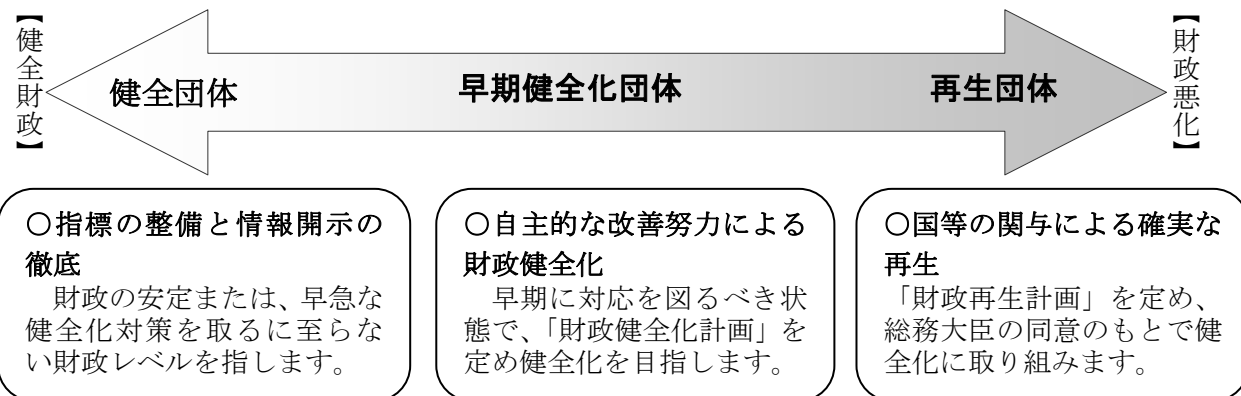


平成 26 年度決算に基づく財政健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率について

健全化判断比率とは、各自治体の財政の健全化に関する比率であり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標を指します。その比率の水準に応じて、健全団体、早期健全化団体、再生団体に分類されます。



【健全化判断比率】

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|------------|--------|----------|---------|--------|
| 平成 26 年度 | — | — | 7.5% | — |
| (平成 25 年度) | (—) | (—) | (10.0%) | (8.6%) |
| 早期健全化基準 | 15% | 20% | 25% | 350% |
| 財政再生基準 | 20% | 30% | 35% | |

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示。

(1) 実質赤字比率

【算式】 普通会計赤字額 ÷ 標準財政規模

普通会計（一般会計、ケーブルテレビ特別会計）が抱える赤字の程度を示す比率。（財政の深刻度を示す。）

平成 26 年度は、決算額が黒字であったため実質赤字比率は該当しません。

(2) 連結実質赤字比率

【算式】 全会計赤字総額 ÷ 標準財政規模

村の全ての会計の赤字や黒字を合算し、村全体としての赤字の規模を示す比率。

平成 26 年度は、全会計の決算額が黒字であったため連結実質赤字比率は該当しません。

(3) 実質公債費比率

※3か年平均が指標となる

【算式】 (元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源等) ÷ 標準財政規模等

全ての会計や一部事務組合などを含む村全体の借入金返済額の規模を示します。（資金繰りの危険度を示す）※18%以上は、起債借入に対する県の許可が必要となります。

平成 26 年度の比率は、元利償還金が減少したこと等により前年度より 2.5%減少しました。起債借入時の基準 18%を下回った為、前年度に引き続き借入時は協議制となります。

(4) 将来負担比率

【算式】 将来負担額 - (基金等充当可能 + 特定財源見込額等) ÷ 標準財政規模等

実質公債費比率に算入した全ての借入金や将来支払わなければならない可能性のある負担金（退職手当支給予定額等）の現時点（H27.3.31）での残高の程度を示す比率。（将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す）

平成 26 年度の比率は、将来支払う予定である地方債の現在高は増加しましたが、基金残高も増加し、基金残高が将来負担額を上回ったことから比率は発生しませんでした。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標です。経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

【公営企業会計の資金不足比率】

| | 簡易水道 特別会計 | 農業集落排水 特別会計 | 生活排水処理 特別会計 | スキー場 特別会計 |
|------------|--------------|----------------|----------------|--------------|
| 平成 26 年度 | — | — | — | — |
| (平成 25 年度) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| 資金不足判断基準 | 20% | 20% | 20% | 20% |

資金不足比率 【算式】 資金の不足額 ÷ 事業の規模

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

平成 26 年度は、黒字であり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しません。